



# 島根県報

平成19年12月28日 (金)  
第 1,944 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高 齢 者 福 祉 課)	2
土地改良事業施行の同意	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 4 件 )	( " )	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	( " )	7
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	(建 築 住 宅 課)	7
道路の位置の指定	( " )	8

### 公 告

平成19年度島根県各種功労者の表彰	(秘 書 課)	8
-------------------	---------	---

### 病院局規程

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程		10
島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程		11
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程		11

### 教委公告

島根県立情報科学高等学校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	11
島根県立浜田商業高等学校の総合実践システムの購入に係る一般競争入札の実施	( " )	13
島根県立益田翔陽高等学校のパルス回路実習装置等の購入に係る一般競争入札の実施	( " )	15
島根県立益田翔陽高等学校のシーケンス制御実習装置等の購入に係る一般競争入札の実施	( " )	16
島根県立益田翔陽高等学校の直流電流計他の計測機器類等の購入に係る一般競争入札の実施	( " )	18
島根県立益田翔陽高等学校の電気科・電子機械科実習棟及び電子機械科実習棟において用いる生徒用実習机等の調度品類の購入に係る一般競争入札の実施	( " )	20

## 告 示

### 島根県告示第1063号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 佐貴内科医院	松江市八雲町日吉194-10	通所リハビリテーション	デイケア太陽	松江市八雲町日吉194-12	平成19年12月14日

島根県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止予定期間
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年12月1日から平成20年11月30日まで
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成19年12月1日から平成20年11月30日まで

島根県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
医療法人社団 八杉胃腸科医院	八杉胃腸科医院	浜田市下府町69番地1	平成19年11月30日

島根県告示第1066号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業主体名	事業名	同意年月日
奥出雲町	金川地区区画整理事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	平成19年12月19日

島根県告示第1067号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町谷住郷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
桜江町谷住郷（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1068号

平成19年農林水産省告示第1503号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市三刀屋町六重943、945	荒川清次郎	雲南市三刀屋町六重1065
雲南市三刀屋町六重928 - 13	案田幸雄	雲南市木次町木次305
雲南市三刀屋町六重928 - 12	玉木和夫	雲南市木次町木次305
雲南市三刀屋町六重953、954 - 1、956 - 4、956 - 6、957、958 - 1、958 - 2、958 - 5、959 -	岡田為之助	雲南市三刀屋町六重400

5 から959 - 8 まで、960 - 1、960 - 9、963 - 29		
雲南市三刀屋町六重971 - 19、971 - 31	小畑源太郎	雲南市三刀屋町六重268
雲南市三刀屋町六重971 - 7、971 - 11	落合徳次郎	雲南市三刀屋町六重149 - 2
雲南市三刀屋町六重971 - 12	落合敬子	雲南市三刀屋町六重121 - 1
雲南市三刀屋町六重943、945	小川隆夫	雲南市三刀屋町六重1086
雲南市三刀屋町六重963 - 25	坂上 晃	雲南市三刀屋町六重689
雲南市三刀屋町六重943、945	佐藤行男	雲南市三刀屋町六重1049
雲南市三刀屋町六重966 - 8	清水一利	安来市安来町1451
雲南市三刀屋町六重970 - 2、970 - 10	清水嘉義	雲南市三刀屋町六重313
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山明紀	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重970 - 30	須山勘太郎	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山ヒデヨ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山トシエ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山ミドリ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山芳枝	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重943、945	曾田 廣	雲南市三刀屋町六重108 - 3
雲南市三刀屋町六重970 - 34	中野村信用販売 購買利用組合	雲南市三刀屋町中野213
雲南市三刀屋町六重971 - 34	藤原万市	雲南市三刀屋町六重607
雲南市三刀屋町六重966 - 6	三上愛子	松江山市代町964
雲南市三刀屋町六重966 - 17	三上泰蔵	雲南市三刀屋町六重329 - 1
雲南市三刀屋町六重956 - 5、956 - 7 から956 - 9 まで、690 - 2	三上富雄	雲南市三刀屋町六重388 - 1
雲南市三刀屋町六重938 - 12、940 - 2	三上千鶴子	雲南市三刀屋町六重964
雲南市三刀屋町六重963 - 22	平田幸子	大阪府富田林市錦織193 - 3
雲南市三刀屋町六重956 - 1、960 - 3、960 - 11、963 - 27、971 - 14	三上秀男	雲南市三刀屋町六重407

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 島根県告示第1069号

平成19年島根県告示第982号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町門田824 - 1	山陽パルプ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番地

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

---

## 島根県告示第1070号

平成19年島根県告示第983号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町門田830 - 9、832 - 4	埴口友一	浜田市弥栄町門田2番地

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

---

## 島根県告示第1071号

平成19年島根県告示第984号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町頓原3428 - 17、3435 - 14、3435 - 15	佐和英治	松江市法吉町892 - 6
飯石郡飯南町頓原3428 - 1、3455 - 1	佐和喜代子	飯石郡飯南町頓原2315
飯石郡飯南町頓原3435 - 17、3435 - 18、3428 - 10 から3428 - 12まで、3435 - 1、3455 - 2	佐和 斎	飯石郡飯南町頓原2315

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

---

## 島根県告示第1072号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタ はまやま店 島根県出雲市松寄下町298 - 2

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県出雲市今市町95番地

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ラピタ高松店

（変更後）ラピタ はまやま店

## (4) 変更の年月日

平成19年12月1日

## 2 届出年月日

平成19年12月13日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第1073号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	184号	飯石郡飯南町角井1898番5地先から同1898番2地先まで	前	メートル 54.50～ 73.50	メートル 22.50	雲南県土整備事務所	拡幅 管理協定の変更
			後	68.50～ 73.50	22.50		
"	485号	隠岐郡隠岐の島町湊小路229番1地先から同228番10地先まで	前	11.00～ 15.50	27.00	隠岐支庁県土整備局	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	10.50～ 13.00	27.00		

島根県告示第1074号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
一般国道	184号	飯石郡飯南町角井1898番5地先から同1898番2地先まで	メートル 22.50	平成19年 12月28日	雲南県土整備事務所	
"	314号	仁多郡奥出雲町三沢1695番83地先から同1695番29地先まで	364.00	平成19年 12月28日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	375号	大田市川合町忍原字思蔵師槻ヶ谷イ1044番3地先から同地先まで	85.00	平成19年 12月28日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	"	大田市川合町忍原字思蔵師イ1045番2地先から同地先まで	183.00	平成19年 12月28日		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町26番2地先から同町21番1地先まで	24.00	平成19年 12月28日	松江県土整備事務所	
"	東出雲馬潟港線	八束郡東出雲町出雲郷8番地先から松江市竹矢町1444番地先まで	124.00	平成19年 12月28日		

島根県告示第1075号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

益田市久城町936 - 2の一部、936 - 10の一部、936 - 11の一部、936 - 12の一部、936 - 13の一部、936 - 14、936 - 15の一部、936 - 16の一部、936 - 17の一部、936 - 18の一部

2 認定の年月日及び番号

平成19年12月20日 第2号

島根県告示第1076号

道路の位置の指定(平成18年島根県告示第762号)中平成18年7月5日付け第1号に係る道路の位置を次のとおり変更したので告示する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 変更内容

(1) 道路の位置

江津市和木町532番19

(2) 道路の幅員

6.02メートル

(3) 道路の延長

19.05メートル

2 変更後の位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、地先境界ブロック、金属標及び金属鋌により標示する。

3 変更の年月日及び番号

平成19年12月20日 第4号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

平成19年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程(昭和28年島根県告示第490号)第3条第2項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
川谷 悟	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
坪野 良子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
三浦 清美	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
金津 敬	多年災害事故防止活動や交通安全活動に取り組み安全で安心な地域づくりに寄与した。
伊藤 國昭	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
大野 善義	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
置名 英雄	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
門脇 節夫	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。

門脇 光男	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
久保田 豊	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
須田 正彦	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
清谷 祐二	町長等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
瀬尾 正明	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
曾田 昌吉	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
宅和 紀行	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
柘植 三義	町助役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
寺戸 洋右	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
藤間 元康	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
土佐 昭敏	町収入役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
豊田 國男	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
花手 政勝	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
平谷 勉	町収入役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
福間 基	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
古木 和男	町助役等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
三角 邦男	町議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
森山 益吉	市議会議員等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
山本 清澄	町長等を務め多年地方自治の伸展に寄与した。
大北 哲也	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
桑原 益則	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
吉田 一幸	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
石飛 エミ子	多年婦人会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
石飛 なす子	多年商工会女性部活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
神谷 栄子	多年和牛生産活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
福島 都	多年人権教育活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
藤田 恒子	多年母子会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
隠田 邦夫	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
中村 富治男	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
森田 廣	多年創作活動に取り組み地域における芸術文化の振興に寄与した。
松野 焯	多年自然保護活動に取り組み地域における環境保全に寄与した。
加藤 順一	多年食肉販売業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
澤江 伊三武	多年配置販売業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
福島 幸雄	多年理容業の健全な発展に努め保健衛生の向上に寄与した。
青木 紘一	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
黒目 齊	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
茶山 彰雄	多年医薬分業の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
津戸 富太郎	多年医薬分業の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
恒松 克己	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
石原 貞子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
國頭 正治	多年障害者の社会就労活動への支援に努め障害者福祉の向上に寄与した。
窪田 英脩	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。

下垣 範	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
田中 國夫	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
田原 喜世子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
原 民子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
朗読ボランティア 水輪会	多年視覚障害者の音訳奉仕に努め障害者福祉の向上に寄与した。
石川 憲司	多年水産資源の活用に努め環境保全と地域振興に寄与した。
岩本 重人	多年林業経営の近代化と技術の普及啓発に努め林業の振興に寄与した。
石田 正博	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
金口 博幸	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
作野 清美	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
古山 正敏	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
堀江 清	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
中筋 英行	多年舗装業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
藤井 三千勇	多年地質調査業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
牧戸 捷弘	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
片山 隆子	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
加藤 富榮	多年児童生徒の口腔衛生指導に努め学校歯科保健の向上に寄与した。
川村 淳	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
吉川 進	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
佐々木 嘉彦	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
佐藤 武男	多年離島における学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
山藤 昭	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
高橋 肇	多年学校教育の充実と産業教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
難波 喬	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
向田 友義	多年公民館活動や青少年育成活動に取り組み社会教育の推進に寄与した。
同和問題をはじめあらゆる差別をなくすために活動する市民グループ協議会	多年地域における人権教育に取り組み人権尊重意識の啓発に寄与した。
神山 典之	多年郷土の文化財の調査や歴史文化の啓発に努め文化財の保護に寄与した。
忌部 正孝	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
木村 晴吉	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
高麗 洋子	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
渡邊 和夫	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

---

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

---

島根県病院局管理規程第17号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第18条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1月につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条の規定による管理職手当(以下この条において「管理職手当」という。)の区分が1種又は2種とされている職にある者 110,000円
- (2) 管理職手当の区分が3種又は5種とされている職にある者 90,000円
- (3) 第3条第1項第2号アの規定による医療職給料表(1)の職務の級(以下この条において「職務の級」という。)が4級とされている者のうち管理職手当を支給されないもの又は職務の級が3級とされている者 70,000円
- (4) 職務の級が2級又は1級とされている者 60,000円

第24条第2項第1号中「2万円」を「3万円」に、「12,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

---

#### 島根県病院局管理規程第18号

島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第43条の表第6条の2第1項の項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

---

#### 島根県病院局管理規程第19号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第1条中「、第7条及び第8条」を「及び第7条」に改める。

第2条の表以外の部分中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同条の表休息時間の項を削る。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会 公 告

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

島根県立情報科学高等学校電子計算組織 一式

- (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

島根県安来市能義町310 島根県立情報科学高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年12月28日から平成20年1月7日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年1月28日(月) 午後1時30分から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

ウ その他

郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3 (1)の場所に平成20年 1 月18日 (金) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立浜田商業高等学校総合実践システム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年 3 月 7 日 (金)

(4) 納入場所

島根県浜田市熱田町675 島根県立浜田商業高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱 (昭和45年島根県告示第 4 号) 第 4 条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に登

載されている者であること。

- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 6602）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
平成19年12月28日から平成20年1月7日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時  
平成20年1月28日（月） 午後1時45分から
  - イ 場所  
島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
  - ウ その他  
郵便による入札は認めない。

### 4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月18日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 再度入札  
再度入札は、2回まで行うものとする。
- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校パルス回路実習装置等 一式

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成20年3月25日（火）

#### (4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

#### (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

### 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話 0852-22-5417）

#### (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月28日から平成20年1月15日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで、次の場所において交付する。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698-0041 島根県益田市高津3-21-1

島根県立益田翔陽高等学校 事務室（電話 0856-22-0642）

#### (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 年月日

平成20年2月7日(木)

## イ 時刻

午後1時30分から

## ウ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

## 4 その他

## (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月30日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書の作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤原 義 光

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校シーケンス制御実習装置等 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に登録されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育委員会教育施設課(電話 0852-22-5417)

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月28日から平成20年1月15日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで、次の場所において交付する。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698-0041 島根県益田市高津3-21-1  
島根県立益田翔陽高等学校 事務室(電話 0856-22-0642)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日

平成20年2月7日(木)

イ 時刻

午後2時から

ウ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月30日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

直流電流計他の計測機器類等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の

認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課 (電話 0852 - 22 - 5417)

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月28日から平成20年1月15日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで、次の場所において交付する。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698 - 0041 島根県益田市高津3 - 21 - 1

島根県立益田翔陽高等学校 事務室 (電話 0856 - 22 - 0642)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日

平成20年2月7日(木)

イ 時刻

午後2時30分から

ウ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

### 4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月30日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

生徒用実習机等の調度品類 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日（火）

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「調度品類」中分類「鋼製家具」に登載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話 0852-22-5417）

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月28日から平成20年1月15日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで、次の場所において交付する。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698 - 0041 島根県益田市高津 3 - 21 - 1  
島根県立益田翔陽高等学校 事務室 ( 電話 0856 - 22 - 0642 )

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日

平成20年 2 月 7 日 ( 木 )

イ 時刻

午後 3 時から

ウ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3 (1)の場所に平成20年 1 月30日 ( 水 ) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

